

【第42号議案】建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（市原市）について（付議）

事業者名：リバー株式会社
代表取締役 松岡 直人
計画地：市原市八幡海岸通74番41
用途地域：工業専用地域
敷地面積：37,094.31㎡

■計画内容（産廃）

【新設】破碎施設：2基

- ・廃プラスチック類：301.28t/日
- ・木くず：132.80t/日
- ・がれき類：357.44t/日

■既存状況

- ・無し（→新設：上記）

■許可理由

1日に6tを超える廃プラスチック類並びに1日に100tを超える木くず及びがれき類の破碎処理を行うため、新規に許可が必要となる。

■施設概要

自動車由来の破碎残渣物（ASR）及び建設廃棄物由来の破碎残渣物（SR）から再生プラスチックや廃棄物由来の燃料を抽出する施設。

■基準

【建築基準法施行令第130条の2の3第3号】

- ・廃プラスチック類の破碎：6t/日 超
- ・木くずの破碎：100t/日 超
- ・がれき類の破碎：100t/日 超

